

# 国立大学法人神戸大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成 30 年 2 月 20 日

学 長 裁 定

## 1. 趣旨

教室等の壁面に法人等名のプレートを掲示するなどの方法を用いて法人等から本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得しようとするものである。

## 2. 対象施設

対象とする施設は教室（講義室）、ラーニングコモンズ、オープンラボ、ホール等とし、当該施設を管理する部局と協議の上決定する。

## 3. 応募資格

応募できるのは、本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、教室等の壁面に法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を希望する法人等及び同法人等を斡旋できる法人等とする。ただし、本学にふさわしくないと認める法人等は、応募資格がないものとする。

## 4. 別称等の付与

- ・命名する別称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや本学が別称等として適当ではないと認めるものは除く。
- ・別称等は、本学で審議の上、最終決定する。ただし、別称等の変更を求めることがある。
- ・混乱を避けるため、契約期間中の別称等変更はできないものとする。
- ・当該企業等の信用失墜行為等に伴い、対象施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、本学は契約期間を待たずに契約を解除できることとする。

## 5. 別称等の表示

別称等の表示に係る費用は、ネーミングライツについて落札した法人等が負担する。契約期間満了後の原状回復に係る費用も同様とする。

## 国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パートナー(等)募集要項

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を確保することを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等又は同法人等を斡旋できる法人等を以下のとおり募集します。

### 1. 対象施設

六甲台第1キャンパス 第三学舎 2階 情報処理教室（経済学研究科管理）

（別称等のサイン等は同教室東側出入り口の西側、高さ2400ミリ幅2440ミリの範囲で掲示することができます。）

※詳細は別紙をご参照ください。

### 2. 募集の概要について

#### （1）協定の条件

- ① 協定の期間：1年（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

#### （2）応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等又は同法人等を斡旋できる法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー等」という。）。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの

#### （3）別称等の付与

- ① 命名する別称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの

- ・ 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・ 社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・ 人権を侵害するおそれのあるもの
- ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・ その他学長が別称等として適当ではないと認めるもの

③ 別称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、別称等の変更を求めることがあります。

④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等変更はできません。

#### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等できません。

- ① 対象施設等に別称等のサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

#### (5) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

① 別称等のサイン等や案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナー等の負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

なお、別称等サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。

② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③ 別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④ 別称等のサインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナー等の負担とします。

(6) 募集期間

平成30年2月23日から平成30年3月5日

郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。また、EメールやFAXでの受付は締切当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土・日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 現場説明会

平成30年2月27日(火) 14時～15時 経済学研究科小会議室  
(六甲台本館1階)

なお、現場説明会への参加をご希望される場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

(8) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー(等)申込書(別紙様式)
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
  - (イ) 概要及び直近3年間の決算報告書
  - (ロ) 登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
  - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

(9) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナー等の候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等 (デザインを含む)	・学生及び教職員に受入れられるか。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか。 など	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする。	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。		順位

#### (9) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。また本学のホームページ等で公表します。

#### 3. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナー等の候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権（初回協定締結日より最長5年間）を付与します。

#### 4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定締結月の翌々月の末日までに1年分を一括して納入するものとします。

#### 5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナー等が負うこととします。

#### 6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナー等の信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナー等の事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー等の負担とします。

#### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

神戸大学財務部契約課事務局調達グループ

〒650-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

Tel 078-803-5159

FAX 078-803-5386

Email fn-keiyaku1@office.kobe-u.ac.jp

担当：河村・澤田

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。  
数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

## 神戸大学ネーミングライツ・パートナー(等)申込書

神戸大学のネーミングライツ・パートナー(等)となることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

国立大学法人神戸大学長 様

申込みを行う 法人の住所及び名称	〒
代表者等氏名（注1）	印
担当者氏名	部署名
連絡先	電話 FAX
	E-mail
応募の趣旨	
ネーミングライツパートナーを希望する法人の称号又は名称（注2）	
ネーミングライツパートナーを希望する法人の代表者氏名（注1） （注2）	
ネーミングライツパートナーを希望する法人の担当者氏名（注2）	

ネーミングライツパートナーを希望する法人の連絡先（注2）	電話	FAX
	E-mail	
別称等案（注3）		
希望契約価格	円／年	
希望契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
その他希望事項		

（注1）「代表者等」は担当責任者でも可。

（注2）申し込みを行う法人と同一の場合は、記入不要

（注3）別紙に記載し、本申込書に添付することも可。

神戸大学六甲台第1キャンパス 第三学舎 情報処理教室について

- 施設名称 情報処理教室
- 定員 77名（iMacを77台設置）
- 利用する学生の所属学部 法学部、経済学部、経営学部
- 利用可能時間帯 平日の午前8時30分から午後8時30分まで。（授業がある場合は土曜日も利用可）
- 開講授業数（平成29年度）1コマ：1時間30分授業で、7コマ（週当たり）
- 自由演習（平成29年度）1コマ：1時間30分で、約22コマ（週当たり）
- 利用者数（授業の履修登録者ベースで延べ人数） 約300人（週当たり）

## 【所在地】



第3学舎



3 階



2 階



1 階

【別称等の掲示場所】



【教室の内部】





(2) 別称等の掲示請求権

甲は乙に対し、乙が提示し甲が許可した場所及び設備等において、別称等を、本施設東側出入り口の西側、高さ 2400 ミリ、幅 2440 ミリの範囲で設置する事を承諾する。別称等の具体的なサイズ、色彩、設置方法については別途甲乙協議のうえ、これを決定する。別称等の掲示物の所有権は、甲に帰属するものとする。

(3) 別称等の変更

協定期間中、別称等是不変更しないものとする。ただし、甲又は乙が、別称等を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を求めることができ、相手方は誠意をもって協議するものとする。本協議の結果、別称等を変更しようとするときは、甲の別途定める審議を経るものとし、当該別称等変更要する費用については、当該変更の申し入れを行った者の負担とし、甲乙協議のうえ決定する。

(4) 別称等の使用权

協定期間中、乙は本施設のネーミングライツ・パートナーであることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

甲は乙に対し、乙の広報活動において別称等、本施設の動画、静止画を使用する事を認めるものとする。

なお、同活動において動画等を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得るものとする。

また、同活動において、本施設及び本施設におけるイベント風景を静止画、動画及び音声等の形式で収録したものは、乙の責任において使用できるものとする。

(保証)

第5条 甲は、乙に対し、下記事項を保証する。

- (1) 甲が、本協定を締結する権利を有する唯一の者であること。
- (2) 甲が、本施設の所有権及び管理権（第三者に管理を委託する場合を含む。）を有する唯一の者であること。
- (3) 甲から第三者に対して前条の権利の全部又は一部を現在及び協定期間付与していないこと、かつ、本施設及び本協定の締結が何ら他人の権利その他を侵害していないこと。
- (4) 甲が、本協定を締結するために必要な法令上の手続及び内部手続を完了していること。

(ネーミングライツ料)

第6条 本協定に基づくネーミングライツ料は、**年額金** **円**（消費税及び地方消費税は別途）とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限(原則として、当該年度の5月末)までに納付しなければならない。ただし、契約年度分については、契約時期により別に定める。
- 3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、未払金につき、納入期日の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を甲に支払わなければならない。

(義務)

第7条 甲は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 甲は、乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、甲の規則類、組織内部における文章記載等や、入学試験時、外部へ本施設を貸与する場合を除き、本施設を表示又は呼称するときは、別称等を使用し、乙と協力して、別称等の定着に最大限の努力を行う。
  - (2) 甲は、本施設を利用する第三者に対して、本学の広報誌、ホームページ、案内図、資料等に本施設の別称等を表示又は呼称するあらゆる機会に愛称を使用させるように努めるものとする。この場合における費用については、乙は負担しない。
  - (3) 甲は、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミが、本施設の名称を表示する場合に、別称等を使用させるよう努力するものとし、別称等以外の名称を使用する者に対しては乙と協議のうえ、甲の名前で訂正を求めるものとする。
- 2 乙は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 別称等の設置費用、修繕費用、維持管理費用及び再設置費用は乙の負担とする。乙は、別称等について、安全かつ適正な設置及び維持管理等を行わなければならない。また、別称等により、第三者に損害が発生した場合の責任は、乙の負担とする。
  - (2) 本協定が終了する場合は、乙は、甲の承認を受け、第2条第1項に定める期間の末日までに、乙の責任と費用負担により別称等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
  - (3) 前号の別称等の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が別称等を除却し、その費用の全額を乙に請求することを、乙は、あらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(講演会等の機会提供)

第8条 甲は、本協定で定められたネーミングライツの目的に基づき、学内の規定等に反しない限りにおいて、講演会やワークショップ等の実施の機会を、乙に対して年1回以上提供するよう努力するものとする。イベントに要する費用は乙が負担し、これらの具体的内容は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(知的財産権)

第9条 乙が、本協定の別称等に関して知的財産権を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。
- 3 別称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 4 別称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払う。

(協定の解除)

第10条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第2条第1項に定める協定期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの協定を解除することができる。

- (1) 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
  - (2) 正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき。
  - (3) 本協定に定める条項に違反したとき。
  - (4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
  - (5) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
  - (6) 乙の都合等によりネーミングライツを放棄したとき。
  - (7) 甲が実施する改修工事等により、別称等の維持が困難となったとき。
  - (8) 災害により、別称等の維持が困難となったとき。
- 2 前項各号に定める協定解除が行われた場合の別称等の撤去については、第7条第2項第2号及び第3号の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第11条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条同項第4号から第6号の規定により協定が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

- 2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、協定が解除された場合及び同条同項第7号及び第8号の規定により、本協定が終了した場合、甲は、既に支

払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(損害の賠償)

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(重大な事情変更)

第13条 甲及び乙は、第2条第1項の協定期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、協定内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、協定内容を変更することができる。

(委託)

第14条 甲及び乙は、本協定の履行に必要な行為を第三者に委託することができる。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(譲渡禁止)

第16条 甲及び乙は、本協定上の地位及びこの協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の解釈)

第17条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第18条 本協定に関し、紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸市灘区六甲台町1丁目1番  
国立大学法人神戸大学  
学長 武田 廣 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○ ○○ 印